

まちのリニューアルに合わせた企業立地促進

多摩市企業誘致条例（平成 14 年 3 月 31 日条例第 10 号）は、ニュータウンに事業所を新たに立地する企業等に対し奨励措置を講ずることにより、立地促進を図り、もって雇用機会の拡大に資するとともに、多摩ニュータウンの都市としての自立を図ることを目的として開始しました。

同条例は開始から約 20 年間に、市内の企業誘致を促進し、指定企業の立地による市税収入の向上や雇用の確保に貢献してきました。このたび、まちのリニューアルに合わせて、変化し続ける企業活動や環境問題などの社会情勢に則した柔軟で効果的な制度に内容を改め、将来のまちの価値を高める制度として条例を改正し、令和 4 年 4 月 1 日より新たに「多摩市企業立地促進条例」として施行しました。ついては、新制度を広く周知することで、市内企業の事業拡大、市外からの新たな企業の市内転入を期待するものです。

1 主な改正点

(1) まちのリニューアルに合わせ制度全体を見直し、条例名称も変更

まちのリニューアルに合わせた持続可能なまちづくりに対応した仕組みに変更しました。合わせて条例名称を「多摩市企業誘致条例」から「多摩市企業立地促進条例」としました。

(2) 対象エリアを市内全域に拡大

事業所の新設可能なエリアを「新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）に基づき整備された土地」から、「市内全域」に拡大しました。

(3) 事業所を新設する場合に中古も対象物件として追加

既存ストック活用と立地可能性を拡大することにより、事業所立地を促進するため、新築に加え中古物件による事業所新設も本制度の対象としました。なお、中古物件については常用雇用者数により交付期間に段階を付けました。

(4) 事業所を新設する中小企業者の新設要件を緩和

中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者については、新設時の投下固定資産額を通常の 3 億円から 1.5 億円に緩和しました。

(5) 市内中小企業者の事業所増築を奨励対象に追加

中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者のうち、市内にすでに事業所を設置している企業者については、建て増し又は同事業所の業務に用いる新たな建物を同一の敷地内に建築する場合、本制度の奨励対象としました。

(6) 域内消費の拡大を促すなど地域活性化に資する事業所に関する特例制度を拡大

本制度の奨励措置の特例として、奨励金交付上限額を 1.2 億円から 1.5 億円に引き上げるとともに、特例対象施設として、宿泊施設及び省エネルギー性能優良施設を新たに追加しました。

※ 制度詳細は、別添資料「企業誘致条例の改正について」参照

問合せ

市民經濟部経済観光課

TEL : 042-338-6830